



鳥取県公報

平成16年 1月13日(火)

第 7 5 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (13) (協働推進室)	1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (14) (障害福祉課)	1
	県営土地改良事業の工事の完了 (15) (耕地課)	2
	保安林の指定の解除予定 (16) (森林保全課)	2
公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示による通知 (森林保全課)	2

告 示

鳥取県告示第13号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年3月5日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成16年 1月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 皆生ライフセービングクラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

野嶋 功

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市日原807 - 6

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、海岸及び水辺を利用するすべての個人及び団体に対して水辺の環境保全、水難事故防止のための安全指導、監視、救助等に関するライフセービング活動の普及及び発展に関する事業を行い、また地域スポーツの発展に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第14号

知的障害福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人 ウイズユー	鳥取市晩稲40 - 1	ウイズユーチェリー	鳥取市徳尾81 - 34	地域生活援助	平成15年 12月26日

鳥取県告示第15号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営中山間地域総合整備事業泊地区農道整備	平成13年10月25日
県営畑地帯総合整備事業加勢蛇東地区農道整備	平成15年 6月13日
県営畑地帯総合整備事業加勢蛇東地区区画整理	〃
県営畑地帯総合整備事業加勢蛇東地区農業用排水	〃
県営畑地帯総合整備事業加勢蛇東地区農用地造成	〃

鳥取県告示第16号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字西谷字土師坂山989の25・989の28・989の60（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
河川管理施設事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人はいつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年 1月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件を変更する件の告示（平成15年12月10日付農林水産省告示第2037号）の内容
（告示の内容）
 - 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

桂藤 肇	日野郡日野町板井原字峠根山727
畑中 治三郎	〃
畑中 与平	〃
山形 瀧次郎	〃
山形 栄作	〃
山形 光太郎	〃
長谷川 重一	〃
徳林 民江	〃
吉岡 かめ	〃
山形 文八	〃
道下 孝子	日野郡日野町板井原字峠根山728の4、728の16
峠下 正一	日野郡日野町板井原字峠根山728の10
安達 経治	日野郡日野町板井原字峠根山728の14
松田 精一郎	日野郡日野町板井原字峠根山731の1
長尾 文蔵	日野郡日野町板井原字峠根山731の2
山形 芳太郎	〃
池田 岩蔵	〃
山形 金蔵	〃
山形 鶴吉	〃
太田 禪熊	〃
上田 鶴太郎	〃
松本 松太郎	〃
上田 帛市	〃
忠田 清一郎	〃

熊野 勝太郎	〃
方田 久蔵	〃
草野 太平	〃
妹尾 喜作	〃
加藤 喜之	日野郡日野町板井原字峠根山732の2
清川 只義	日野郡日野町板井原字峠根山732の3、732の4、732の14、732の16
景山 享弘	日野郡日野町板井原字峠根山732の7
森本 政和	日野郡日野町板井原字峠根山732の9、732の10
赤阪 繁	日野郡日野町板井原字峠根山732の28
池田 真路	日野郡日野町板井原字峠根山734の2、734の6
西畑 義之	〃
池田 陽一朗	〃
吉岡 巻雄	〃
池田 源治	〃

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課